平安朝漢詩文における太公望像

出口誠

一　はじめに

紀伝道文人が儒者を自称する理由として、天皇を教導する侍読の任を負うことがあった。この存在意義を主張した代表的人物として、大江匡衡が挙げられよう。大江匡衡は一条朝を代表する文人であり、実際に一条天皇の侍読を務めた。匡衡の別集である『江吏部集』には、大江家の伝統を受け継いで侍読を務めることを詠う詩文が多く収められている。

大江匡衡が侍読を言うときには、いくつかの故事を繰り返し引き合いに出していた。夙に後藤昭雄は、類似表現の重複が大江匡衡の病癖であると論じており、とりわけ「天皇に近侍し、師礼を以て遇されたい」がために、漢の高祖に仕えた張良や、後漢の明帝を教導した桓栄の故事を引用する傾向があることを指摘している。(一)本稿はこれらにならび、大江匡衡が侍読の例としてよく引用する太公望呂尚(二)の故事に着目する。大江匡衡の漢詩文においては、中国で引用される太公望像とは異なる、文士・帝師としての性格が付加されているため、このような太公望像が発生した理由や、後代への影響について明らかにしてゆく。

二　中国文学における太公望像

本節では、平安朝の紀伝道文人に影響を与えた、唐代以前の中国文学における太公望像を検討する。

太公望呂尚については多くの伝承があるが、もっとも基本的なものとして、『史記』巻三十二、斉太公世家の内容を確認しておきたい。はじめに呂氏の来歴を述べた後、周の文王に仕える契機として三説を併記している。その後太公望は文王・武王の二代にかけて、謀略によって殷周革命を成立させ、営丘に封ぜられると夷狄を討伐し、のちに武庚らの反乱を討伐して斉を大国ならしめ、百余歳まで生きた、という。すなわち太公望は武臣として語られている。

また中国文学において太公望に言及した最初として、『毛詩』大雅「大明」が挙げられる。殷周革命の際の、太公望の武威を鷹に喩えて頌めるものである。また後漢末の文人として知られる高彪の箋も同様で、アの「大明」を踏まえている。

ア　維師尚父、時維鷹揚、涼彼武王、肆伐大商。
　維れ師尚父、時れ維れ鷹揚し、彼の武王を涼(たす)け、大商を

肆伐す。

（『毛詩』大雅「大明」）

イ　呂尚七十、気冠三軍。詩人作歌、如鷹如鸇。

呂尚七十にして、気は三軍に冠たり。詩人歌を作ること、鷹の如し鸇（はやぶさ）の如しと。

（高彪「箋」『後漢書』巻八十下、文苑列伝）

一方で、同じく漢末晋初期の文章には、太公望を伊尹とならべ、ともに伝説的な名臣であるとするものが見られる。次に挙げるウは、もともと湯王の后である有莘氏の付き人であった伊尹と、太公望とをならべ、名門の出身ではない武将の例として挙げている。エも同様に二者をならべるが、賤しい立場から位を極めるようになったことのみに注目しており、文武の別はない。また『史記』において三説併記の形を取っていた、太公望が文王に出会う契機について、いずれも渭水で釣りをしていたところを見出されたという、『史記』で筆頭に挙げられていた説に基づいている。

ウ　諺曰、相門有相、将門有将。夫相者、文徳昭者也、将者、武功烈者也。（中略）昔伊尹之為媵臣、至賤也、呂尚之処屠釣、至陋也。

諺に曰く、相門に相有り、将門に将有りと。夫れ相は文徳の昭らかなる者なり、将は武功の烈しき者なり。（中略）昔伊尹の媵臣為るや、至賤なり、呂尚の屠釣に処るや、至陋なり。

（曹植「陳レ審レ挙表」『三国志』巻十九「魏書」、陳思王植伝）(三)

エ　故伊尹有莘氏之媵臣也、一佐成湯遂荷阿衡之号、呂尚磻渓之漁者也、一朝指麾乃封営丘。

故に伊尹は有莘氏の媵臣なり、一たび成湯を佐け遂に阿衡の号を荷へり、呂尚は磻渓の漁者なり、一朝に指麾して乃ち営丘に封ぜらる。

（阮籍「為二鄭沖一勧二晋王一牋」『新撰朗詠集』丞相付執政［六三］(四)）

次に白居易の詩文を見てゆく。オはもともと隠者であった名臣として伊尹とならべ、カは賢聖たる武将というように、概ね前例を踏襲している。

オ　勿高巣与由、勿尚呂与伊。巣由往不返、伊呂来不帰。

巣と由とを高（たふと）ぶこと勿かれ、呂と伊とを尚ぶこと勿かれ。巣由往きて返らず、伊呂来りて帰らず。

（白居易「和答詩十首（五）、答二四皓廟詩一」『白氏文集』巻二［〇一〇五］）

カ　太公戦牧野、伯夷餓首陽、同時号賢聖、進退不相妨。

太公牧野に戦ひ、伯夷首陽に餓す、同時に賢聖と号し、進退相ひ妨げず。

（白居易「效二陶潜体一詩十六首（十六）」『白氏文集』

巻五［〇二二八］）

以上を概述すれば、太公望は伊尹にならぶ名臣、高官であって、武功に言及する例が多い。武功に関して付言すれば、唐・上元元（七六〇）年には太公望に「武成王」を追諡し、文宣王＝孔子にならぶ国家祭祀の対象となったことも、象徴的と言えよう。

三　日本における太公望像（一）
――一〇世紀前半までの状況――

本節では、主に大江匡衡以前の太公望の用例を検討してゆく。おそらく日本における初例としては、『続日本紀』巻二十一、天平宝字二（七五八）年八月二十五日の、藤原仲麻呂を太保（右大臣）に任じる勅の中に、エを引用していることが挙げられる。[五] その後太公望故事の引用は勅撰漢詩集中に散見されるが、一〇世紀ごろからより増加してゆく。まずは嵯峨天皇の御製詩を確認する。『蒙求』の「呂望非レ熊」の故事を踏まえ、遊猟の場においても文王のように賢士を得たいものであるとする。

キ　不学夏王荒此事、為思周卜遇非熊。
夏王の此の事に荒むを学ばず、為に周卜の非熊に遇ふことを思はん。
（嵯峨天皇「春日遊レ猟、日暮宿二江頭亭子一」『凌雲集』）

次に検討するのは、島田忠臣の用例である。[六] 名臣として名高い伊尹、呂尚、菅仲、晏嬰でも、董仲舒には及ばないと詠じている。「伊呂非高」は、オを踏まえた表現であろう。以降一〇世紀末までは、老齢の賢相や重臣の象徴として引用する例が多くみられる。

ク　伊呂非高管晏軽、前脩未及仲舒声。
伊呂高きに非ず管晏軽し、前脩未だ仲舒の声に及ばず。
（島田忠臣「菅著作講二漢書一、門人会而成レ礼、各詠レ史」『田氏家集』巻上［五五］、貞観一三（八七一）年）

ケは一〇世紀前半ごろ、橘在列と源英明との間での唱和詩群の一であり、蔵人頭である英明が、老齢になってから見出された太公望のようではなく、若くして取り立てられた賈誼に近いとする。

ケ　已殊呂望匡周武、応似賈生遇漢文。
已に呂望の周武を匡すを殊とし、応に賈生の漢文に遇ふに似たり。
（橘在列「重賦二雲字一」『扶桑集』巻七、一〇世紀前半）

コ・サはともに菅原文時の作品で、太公望の故事を引用している。コは句題の通り「賢士」の代表として、太公望と商山四皓とをならべている。またサは辞表に回答する勅答と呼ばれる文体の文章で、忠平が老齢を理由に辞職しようとしたものを、

白髪になる程の齢となっても、太公望が煙溪に帰ったということはないと述べ、藤原忠平の辞表を却下するという文意である。

コ　慇懃渭水携璜客、想像商山戴白人。
　慇懃たり渭水に璜を携さふる客、想像す商山に白を戴く人。
　（菅原文時「遠思二賢士風一」『類聚句題抄』［九一］、天慶四年（九四一））

サ　昔呂望鬢辺之雪、世未伝其帰煙溪、姫奭面上之波、人豈謂之踰粉沢。
　昔呂望鬢辺の雪、世未だ其の煙溪に帰るを伝へず、姫奭面上の波、人豈に之を粉沢に踰ゆると謂はんや。
　（菅原文時「答二貞信公致仕表一勅」『本朝文粋』巻四［〇五三］、天暦三（九四九）年）

以上の四例は、太公望の賢臣であるという性格を、中でもケ・サは老齢や晩成という性格を利用しており、一〇世紀前半までには太公望故事の共通の利用法が定まりつつあった。また太公望の引用史という観点からは、特にサの勅答に留意する必要がある。それは『本朝文粋』所収の勅答や辞表において、サを典型とするような引用表現が多いからである。これらについては、次節で検討を加える。

四　日本における太公望像（二）
――老賢相としての太公望――

本節では、老賢相としての太公望故事の引用を検討する。このような引用は、サをさきがけとして特に辞表や勅答に集中する。平安時代中期以降、辞表は大臣以上の職を辞する時に出され、それ以下の官は辞状を出した[七]。そのため辞表と、それに答える勅答とにおいて、老賢相の故事の需要があったのであろう。コ・サでも太公望故事を引用していた菅原文時は、サでは辞職を慰留していたのと対照的に、藤原兼通に代作した辞表において、辞職の論拠として太公望故事を引用している。

シ　昔営丘在周、猶是七年之晩遇也、安平居晉、寧非八旬之早衰乎。
　昔営丘の周に在るや、猶ほ是れ七年の晩遇なり、安平の晋に居るや、寧ぞ八旬の早衰に非ざらんや。
　（菅原文時「為二忠義公一辞レ職第一表」『本朝文粋』巻四［一一三］、天延二（九七四）年）

「営丘」は太公望が建国した斉の都で、ここでは太公望本人を指す。「七年之晩遇」は、十三世紀前半に成立した菅原為長撰述の類事書である『文鳳抄』の、「聖人」部および「玉」部に「渭釣七年」とある故事に当たる[八]。すなわち太公望や司馬孚でさえ晩達であるのに、より若輩である兼通には、太政大臣など務まらないという主張である。

つぎに大江匡衡の辞表を検討する。ただしその前に、サを典故とする表現が天元二（九七九）年の大江匡衡の対策に見られることも、一連の事象として留意する必要がある。なぜならば、これは菅原文時のコ・サとを踏まえていると考えられるからである。

ス　太公望之遇周文、渭浜之浪畳面、綺里季之助漢恵、商山之月低眉。

太公望の周文に遇ふ、渭浜の浪面を畳めり、綺里季の漢恵を助く、商山の月眉を低れたり。

（大江匡衡「寿考対策」『本朝文粋』巻三［〇八二］、『和漢朗詠集』老人［七二七］、天元二（九七九）年）

スの上句は、サでは姫奭についての描写であった「面上之波」を太公望に対して用いている。さらに下句ではコで対句関係にあった商山四皓の故事（ここでは特に綺里季）を継承した形になっている。ここで特筆すべきは、スについて次のような説話が残っているということである。

又帥命せられて云はく、「匡衡献策の時に、文時、前の一日に題を告げらる。匡衡、文時の亭に参り、「期日は今明なり。題はいかん」と問ひしところ、文時、「足下、為に婚姻を好まるるも、自ら好む所は寿考なり」と云々。即ち帰り了んぬ。当日の早旦、徴事を告げらると云々。「太公望の周文に遇ふ、渭浜の浪面を畳めり」。菅三品見て云はく、「『面は渭浜の波を畳み、眉は商山の月を低れたり』と作るべし」と直さると云々。此の事、又区々の短慮に叶へり。興有り、興有り」と。

（「匡衡献策之時、一日告」題事」『江談抄』五―六十六）

大江匡衡の対策において、菅原文時が問答博士を務めた。匡衡は文時から前日に「寿考」という出題内容を知らされため、文時の文章を研究して作文した、と読み取れよう。よってスは、文時の太公望故事引用の仕方を、匡衡が学び取った成果と見做しうる。山田尚子は日本で新たな中国故事の受容や表現が醸成され、本朝の文人間に継承されたと論じるが[九]、匡衡は文時から太公望故事を継承したのであった。

セ・ソは永祚二（九九〇）年に、匡衡が藤原兼家に代作した辞表の、第二表と第四表である[一〇]。繰り返し兼家が太公望に及ばないことを述べ、不相応な厚遇を辞している。この場合は年齢については言及していないが、やはり「賢相」の代表例として性格づけている。

セ　彼湯武聖主也、然不能乗斡舟而浮江湖、伊呂賢相也、然不能策騾馬而馳郊野。雖寔聖主賢相、未若越人与胡児者。彼の湯武は聖主なり、然れども斡舟に乗りて江湖に浮かぶこと能はず、伊呂は賢相なり、然れども騾馬を策して郊野に馳すこと能はず。寔に聖主賢相と雖も、未だ越人と胡児とに若かざる者なり。

（大江匡衡「為二入道前太政大臣一辞二職并封戸准三宮一第二表」

『本朝文粋』巻四［一一四］、永祚二（九九〇）年）

ソ　歩栄路以迷止足、遥謝厲郷之塵、立恩涯以釣虚名、独慙渭浜之浪。
栄路を歩みて以て止足を迷ひ、遥に厲郷の塵に謝し、恩涯に立ちて以て虚名を釣り、独り渭浜の浪に慙づ。
（大江匡衡「同第四表」『本朝文粋』巻四［一一六］、永祚二（九九〇）年）

さらに巨勢為時が作成した勅答にも、太公望故事の引用が見られる。タはサ・スを踏まえた表現で、太公望や商山四皓の一人である園司徒が老齢ながら重責を担ったように、源重信の辞表を却下し、まだ職務を続けなければならないと説いている。

タ　昔呂尚父之面波、別渭水而猶畳、園司徒之鬢雪、出商山而既寒。然周文漢恵、皆資嘉謨者也。
昔呂尚父の面の波、渭水に別れて猶ほ畳めり、園司徒の鬢の雪、商山を出でて既に寒し。然るに周文漢恵、皆嘉謨を資ゐる者なり。
（巨勢為時「答二六条右大臣辞レ職表一勅」『本朝文粋』巻二［〇五五］、『新撰朗詠集』老人、正暦二（九九一）年）

以上をまとめると、菅原文時が勅答と辞表（サ・シ）で太公望故事を用いた後、大臣等の高官の去就を論じるための引用が見られるようになった。セ～タの三例はほぼ同時の作品であり、このころまでに老賢相としての用法が定着したと考えられる。

五　大江匡衡による太公望像の変容（一）
――文士としての太公望――

これまで辞表や勅答を検討し、高位高官を象徴する人物として、太公望故事が引用されていることを明らかにした。しかしながらその後に、大江匡衡は太公望を文士として、決して高位高官ではない匡衡自身に准えるという、新たな用法を発明している。その前段階として、大江匡衡が対策や辞表等の公的文章以外ではじめて太公望故事を用いたチを確認する。正暦四（九九三）年の冬に、藤原道長に陪して比叡山に登った際の詩序である。(二)

チ　開霧則見清顔、類周文之遇師父、渉海則聞浪迹、譏漢武之求神仙。
霧を開けば則ち青顔を見る、周文の師父に遇ふに類す、海を渉れば則ち浪迹を聞く、漢武の神仙を求むるを譏る。
（大江匡衡「七言冬日登二天台一即事、応二員外藤納言教言一」詩序、『江吏部集』巻上［〇二九］、正暦四（九九三）年）

木戸裕子はチについて、晋・孫綽「遊天台山賦」序に基づいて比叡山の周辺を述べた中で、仏教的な部分に続く「儒教的な

漢籍を引用した部分」として、この箇所を「『漢武故事』に見える、漢武帝が長生を願い、道士たちに神仙を探させた故事を引いている。『漢武故事』は道教的な書だが、それを「そしる」のだから儒教的な立場といえる」とする。[一二]ただしチは比叡山周辺の景色から、君子が賢才を重用した故事を導き、藤原道長の徳を頌めるものと考えるべきであろう。

チの前半は『初学記』霧に「徐幹中論曰、文王遇二姜公於渭陽一執レ竿而釣一。文王得レ之、灼若二披レ雲而見二白日一、霍若二開レ霧而観二青山一」とある故事に基づき、霧が晴れて琵琶湖が見えるのは、あたかも文王が太公望に出会った時のようである、という意である。また後半の「漢武之求神仙」は、『文鳳抄』「宮館」部に「漢武望仙」とある故事と同一ではないか。『文鳳抄』においては「燕照重土」、すなわち燕の照王が郭隗を用いた「まず隗より始めよ」の故事と対になっており、[一三]ともに賢才を用いるの意であろう。つまりチは、権大納言であった藤原道長のことを、太公望のように天皇を補佐している、あるいは太公望が文王に見いだされたように、まもなく大臣となって天皇を支えるであろうと述べ、さらに武帝以上に賢才を用いていることを称賛しているものと理解される。ここでもやはり、太公望を高位高官の象徴として位置付けている。

そして大江匡衡は自身の官職を求める奏状の中でも、太公望故事を用いるようになる。ツ・テは、いずれもチの三年後となる長徳二（九九六）年前後に提出されたものである。[一四]

ツ　然猶匡衡射鵠、与実輔射鵬、文武之藝、決其雌雄如何、匡衡閲百家、与安隆造一屋、国家之用、論其殿最如何。彼呂尚者屠釣之賤老也、説文韜而礼遇無双、蕭何者翰墨之柔臣也、超武将而爵禄第一。明王擢文士、不憚衆議者也。

然れども猶匡衡の鵠を射ることと、実輔の鵬を射ることとは、文武の藝、其の雌雄を決せばいかん、匡衡の百家を閲ることと、安隆の一屋を造ることとは、国家の用、其の殿最を論ぜばいかん。彼の呂尚は屠釣の賤老なり、文韜を説きて礼遇無双なり、蕭何は翰墨の柔臣なり、武将を超えて爵禄第一なり。明王の文士を擢くや、衆議を憚らざる者なり。

（大江匡衡「申二越前尾張等守一状」『本朝文粋』巻六［一六一］、長徳二（九九六）年）

テ　以久沈未必為愚、顔駟歴三代而武帝賞之、以徒労未必為賤、太公望七旬而文帝師之。

久沈を以て未だ必ずしも愚と為さず、顔駟三代を歴て武帝之を賞し、徒労を以て未だ必ずしも賤と為さず、太公望七旬にして文帝之を師とす。

（大江匡衡「申二右中弁一状」『朝野群載』巻九、長徳二（九九六）年頃）

ツは文が武に優越することを説く文脈で、太公望は、「文韜」を説いた帝師であったため、文士として一番に厚遇されたとしている。「文韜」は兵法書である『六韜』の一篇であり、『日本

国見在書目録』を見ても『六韜』は「兵家」に分類されているが、ここでは「武将」に対して「文韜」と言っているように、太公望の「文」としての側面を強調している。テはケ・シと同様に匡衡の「久沈」や「徒労」を言い、やはり太公望を大江匡衡自身に喩えている。

しかも匡衡が侍読となった長徳四（九九八）年以降、太公望が帝師であるとする傾向は、より顕著になる。匡衡は太公望を侍読として見做し、自身の状況と重ね合わせるようになってゆく。

ト　栄於桓栄、尚於呂尚。彼西曹始祖菅清公者貞観侍読也、聴乗車出入宮中、此東曹末儒江匡衡者長保侍読也、得賜馬進発城外。君之崇師、古今如此。

桓栄より栄え、呂尚より尚し。彼の西曹の始祖菅清公は貞観の侍読なり、車に乗りて宮中に出入するを聴さる、此の東曹の末儒江匡衡は長保の侍読なり、馬を賜はりて城外に進発するを得。君の師を崇ぶること、古今此のごとし。

（大江匡衡「奉二藤原行成朝臣一状」『本朝文粋』巻七［一九四］、長保三（一〇〇一）年）

ナ　呂望授来文武学、桓栄独遇漢明時。

呂望は授け来る文武の学、桓栄は独り遇ふのみ漢明の時。

（大江匡衡「冬日侍二飛香舎一、聴三第一皇子初読二御註孝経一、応レ製」『江吏部集』巻中［〇九二］、寛弘二（一〇〇五）年）

ニ　投竿呂望衡新詔、衣錦買臣到故郷。侍読何居東海外、翰林宜在子城傍。

竿を投じて呂望新詔を銜み、錦を衣て買臣故郷に到る。侍読何ぞ東海の外に居らん、翰林宜しく子城の傍に在るべし。

（大江匡衡「遷二丹州刺史一帰二旧国尾州一、有レ感以レ詩題二庁壁一」『江吏部集』巻中［〇六八］、寛弘七（一〇一〇）年）

トは尾張守として赴任する際に、侍読であるがゆえに特別な待遇を受けたことを、桓栄や太公望を上回る栄誉を受けたという。ナは第一皇子の読書始に際し、文王・武王に学を授けた太公望に比して、匡衡が二代にわたり侍読として仕える栄誉を述べる。ニは侍読と尾張守を兼任してきた労苦を、斉国に封じられた太公望らと対比している。

先学の指摘する通り、大江匡衡にとっては、大江家累代の侍読の業を継ぐことが極めて重要であった。さらに言えば侍読が天皇を教導するとともに、天皇が侍読を厚遇するという理想的な師弟関係を追求している。匡衡がそのために桓栄・張良・太公望の故事を頻用することは既に述べたが、明帝に経学を教えた桓栄を引用するのは当然として、劉邦に兵法を説いた張良や、中国では武将として扱われる太公望までも、帝師として解釈しうると捉え、それらを侍読と位置付けて、自説を補強したものと考えられる。

そして大江匡衡以外にも、太公望を「賢相」よりも一般化した「賢才」と位置付け、大臣より低い身分に准えて引用する現

象が、「所貴是賢才」を題として行われた詩宴において作られた詩や詩序に見られる。

ヌ　斉桓公之得道左矣、便商頭牛口之疋夫、周文王之載車右焉、亦猶渭陽鶴髪之賤老者也。
斉桓公の道の左を得る、便ち商頭牛口の疋夫なり、周文王の車の右に載する、亦た猶ほ渭陽鶴髪の賤老なる者なり。
（大江以言「七言早夏陪レ宴、同賦二所レ貴是賢才一、各分二一字一、応レ製」詩序、『本朝麗藻』巻下、『本朝文粋』巻九［二四〇］、寛弘四（一〇〇七）年）

ネ　磻渓跡去雲空宿、傅野道開月独昇。春岸釣抛忘緑草、朝端齢老杖紅藤。
磻渓跡去りて雲空しく宿り、傅野道開きて月独り昇る。春岸の釣を抛ちて緑草を忘れ、朝端齢老ひて紅藤を杖とす。
（大江以言　同詩、『本朝麗藻』巻下、寛弘四（一〇〇七）年）

ノ　殷帝詔厳郊野月、周文礼厚渭陽風。
殷帝の詔は厳し郊野の月、周文の礼は厚し渭陽の風。
（一条天皇　同詩、『十訓抄』三―十六　寛弘四（一〇〇七）年）

ヌ～ノでいう「賢才」は必ずしも紀伝道文人に限ったものではなく、同席していた藤原道長等の高官も含むところではある。ただしヌでは、卑賤ながら取り立てられた例として太公望を挙げており、大江以言をはじめとした文人の出世を、太公望に託していると考えられる。続くネ・ノは句題詩であり、ともに文王が太公望を見出した故事と、殷の武丁が傅説を探し出した故事を引いて、句題である「所貴是賢才」を敷衍した箇所に当たる。前節で確認したように、辞表や勅答では太公望を「賢相」として引用していたが、それから二十年ほどの間に太公望像が拡張し、身分にかかわらず賢才一般を指すものとして、普及していったのである。

さらにこのような拡張の前兆として、大江匡衡が侍読として太公望故事を用いていることが、以前から周囲に認識されていたと考えられる事例がある。

ハ　周文之用呂尚父也、彼何人乎。自愛自愛。弥学聖道、教我后及於堯舜。
周文の呂尚父を用ゐるや、彼は何人か。自愛自愛。弥（いよい）よ聖道を学び、我后をして堯舜に及ばしめよ。
（藤原行成「同返報状」『本朝文粋』巻七［一九三］　長保二（一〇〇〇）年）

ハは藤原行成が大江匡衡の書状（『本朝文粋』巻七［一九二］）に対して出した返事の末尾である。さきに匡衡が、除目に漏れた恨みを綴ったのに対し、行成は侍読として一層精進するように説く。ここで「呂尚父」すなわち太公望が侍読として引用されており、「周文之用呂尚父」が天皇の侍読を厚遇

することを指すことは、後の「教我后及於堯舜」からも自明であろう。それでは続く「彼何人乎」の「何人」とは誰か。匡衡に宛てた書状においてこのように述べる場合、「何人」とは匡衡に他ならない。すなわち匡衡が太公望を自己に准えていることを、行成は熟知していたがゆえに、あえて太公望故事を引用して匡衡に辛抱を促したのではないか。匡衡が太公望故事を侍読や文士の例として引用していたことは、このように周囲に浸透していったと考えられる。

六　大江匡衡による太公望像の変容（2）
――天皇の外戚としての太公望――

前節では大江匡衡が太公望を文人や侍読に准えはじめたことを述べた。一方で、太公望が周室の外戚であるとし、藤原道長に准えるような故事引用もしている。大江匡衡は太公望に、賢相、文士、侍読、外戚というさまざまな性格を見出し、作文において自在に使い分けていたのである。

ヒ　孫弘閣月集賢士、呂望家風開后房。
　孫弘の閤の月賢士を集め、呂望の家の風后房を開く。
（大江匡衡「夏夜同賦二池台即事一応レ教」『江吏部集』巻上［〇四二］、寛弘五（一〇〇八）年）

前句は公孫弘が客館に賢士を招いたように、藤原道長が匡衡らを目にかけることをいう。ただし後句にみえる太公望故事は、ここではチなどとは異なり、道長の娘である彰子が、一条天皇の第二皇子を出産したことを准えている。『藝文類聚』巻十五、「后妃」部に「帝王世紀曰、武王妃太公之女、曰邑姜。修二教于内一、生二太子誦一」と見える、成王の母である邑姜が太公望の娘であるという説によるものであろう。日本ではヒ以前の例は見出しえないが、後代には藤原敦光も次のように、藤原忠実が崇徳天皇の中宮聖子の祖父であることを、姜氏とその父である太公望や、後漢の和熹皇后とその祖父である鄧禹の関係に比している。

フ　昔姜氏者呂尚父之女也、長雖伝戚里繁昌之風、和熹者鄧大傅之孫也、無不逢掖庭冊立之日。
　昔姜氏は呂尚父の女なり、長く戚里繁昌の風を伝ふると雖も、和熹は鄧大傅の孫なり、掖庭冊立の日に逢はざること無し。
（藤原敦光「知足院禅定前大相国（藤原忠実）辞二随身一表」『本朝続文粋』巻五、天承二（一一三二）年）

七　院政期における太公望故事引用

これまで一条朝期までの漢詩文を検討し、太公望故事に様々な意味を持たせていることを明らかにしてきた。本節では簡単ではあるが、その後院政期までの漢詩文における用例を確認したい。

まず第三節で論じた、周の文王が太公望を迎え入れた故事

を、天皇と大臣の関係として引用することは、辞表や辞状における常套表現となり、『本朝続文粋』所収の辞表にはフ以外に八例、大臣が兼官を辞めるための辞状には二例が確認できる。一例を挙げると、藤原正家は寛治四（一〇九〇）年の辞表において、周公旦と太公望が成王の親戚であるように、天皇の親戚であり、かつ賢相であるものだけを摂政に任用するように求めている。

ヘ　雖左戚之元老、非姫旦之化者無居、雖右賢之重臣、非渭陽之寄者不任。賢戚相該、能安此挙。

左戚の元老と雖も、姫旦の化に非ざる者は居無く、右賢の重臣と雖も、渭陽の寄に非ざる者は任ぜず。賢戚相ひ該ね、能く此の挙を安んず。

（藤原正家「同公（藤原師実）辞二摂政一第三表」『本朝続文粋』巻四、寛治四（一〇九〇）年）

また『新撰朗詠集』に採られているものとして、藤原実綱「水上落花軽」詩序がある。これもヘと同様に、白河院の勝景から文王と太公望や、唐・太宗と魏徴のような、理想的な君臣関係を連想するものである。冒頭で白河院を「今則博陸侯・右丞相之別業」と述べていることから、藤原頼通が関白、藤原師実が右大臣であった治暦二（一〇六六）年か翌三年の三月に、後冷泉天皇の白河院行幸に侍した時の作と考えられる。ここでは特に池に注目した表現になっており、比叡山から見下ろした琵琶湖に太公望を重ね合わせたチと同想と見做せよう。ホは太公望を引用することで後一条天皇と頼通・師実父子との関係を讃えている。

ホ　回塘春柳、太公之釣垂糸、曲池秋波、魏徴之鏡開匣。

回塘の春の柳、太公の釣糸を垂れ、曲池の秋の波、魏徴の鏡匣を開く。

（藤原実綱「七言暮春侍二行二幸白河院一、同賦二水上落花軽一、応レ製」詩序、『本朝続文粋』巻九、『新撰朗詠集』　丞相（付執政）〔六三三〕）

一方で、太公望を文人である自分自身に重ね合わせるものもある。藤原敦光は奏状で太公望や公孫弘を「老与学兼之者」の象徴として挙げており、老齢の自分自身をこれらに准えて、陸奥守に任じるように求めている。

マ　便知老与学兼之者、世所重也、君所賞也。是以周文王之崇呂尚父也、旁致庶民之子来、漢武帝之抽公孫弘也、久保八旬之仙算。

便ち知る老と学と之を兼ぬる者、世の重ずる所なり、君の賞する所なり。是を以て周文王の呂尚父を崇むるや、旁（あまね）く庶民の子来を致し、漢武帝の公孫弘を抽くや、久しく八旬の仙算を保つ。

（藤原敦光「申二陸奥守一状」『本朝続文粋』巻六、保延元（一一三五）年）

以上のように、賢相や賢士、天皇の外戚という、一条朝期までにみられた太公望故事の用法は、前節で引用したフも含め、院政期までそれぞれに併存している。また一三世紀初頭に成立したと思われる『擲金抄』巻中、「師」部には「呂尚張良 桓栄」とあり[一五]、鎌倉時代初期まで太公望が侍読として受容されていたことも伺えよう。さらに言えば、はじめに述べたとおり、大江匡衡が侍読の例としてよく引用するのが、まさに呂尚・張良・桓栄の故事なのである。大江匡衡が菅原文時に学んだように、後代の文人もまた、大江匡衡の詩文を学んで太公望故事を継承していたことが窺えよう。

八　結語

唐代以前の中国文学においては、太公望は賤しい老人が武将として取り立てられ、重用された例として定着しており、日本でも一〇世紀以前の段階では、これをそのまま受容していた。その後一〇世紀半ばにかけて、菅原文時が勅答や辞表において、老齢や賢臣という性格に注目して太公望故事を用いはじめる。これを常套表現として定着させたのが、対策の試験対策として、菅原文時の太公望故事の引用の仕方を学んだ大江匡衡であった。

大江匡衡ははじめ辞表において、賢相としての太公望像を引用するが、次第に自分自身を准えるようになる。初期には名君が文士を重用する例として引用し、匡衡が侍読になると、太公望が文王・武王を教導した帝師であると位置づけるようになる。匡衡にとって太公望故事は、自身が文人として歩み始めた記憶と深く結びついており、このことが影響したのかもしれない[一六]。それぞれ天暦聖代、寛弘聖代を代表する文人である、菅原文時と大江匡衡が発展させた太公望故事の性格は、その全てが併存しながら院政期にも受け継がれた。大江匡衡が繰り返し侍読として引用した呂尚・張良・桓栄の三者が、『擲金抄』にもそのまま掲げられていることも、これと関連しよう。太公望故事の継承という観点からも、改めて菅原文時と大江匡衡の影響力を計ることができる。

【使用テクスト】

主に以下に基づき、私に字体、句読点、訓読等を改め、適宜旧鈔本等を参照した。また特記無き場合、作品番号および作品年代も以下による。

『毛詩』、『白氏文集』＝新釈漢文大系。『史記』、『後漢書』、『三国志』＝中華書局点校本。『文選』＝全釈漢文大系。『藝文類聚』、『初学記』＝四部叢刊。『凌雲集』＝凌雲集索引。『日本国見在書目録』＝日本国見在書目録集証と研究。『田氏家集』＝田氏家集注。『扶桑集』＝扶桑集校本と索引。『和漢朗詠集』、『新撰朗詠集』＝和歌文学大系。『本朝麗藻』＝本朝麗藻簡注。『江吏部集』＝板本群書類従、江吏部集試注。『類聚句題抄』＝類聚句題抄全注釈。『本朝文粋』、『江談抄』＝新日本古典文学大系。『本朝続文粋』＝新訂増補国史大系。『十訓抄』＝新編日本古典文学全集。『文鳳抄』＝歌論歌学集成。『擲金抄』＝真福寺善本叢刊。

【付記】

本稿は、和漢比較文学会第十回海外特別例会（二〇一七年、於西北大学）における口頭発表「大江匡衡の漢詩文における太公望像」を基にしたものです。ご教示を下さった方々に御礼申し上げます。なお本稿はＪＳＰＳ特別研究員奨励費 19J10137 の研究成果の一部です。

注

（一）後藤昭雄「大江匡衡の詩文」（『語文研究』三十一・三十二合併号、一九七一→『平安朝漢文学論考〈補訂版〉』勉誠出版、二〇〇五）

（二）太公望は、姓は姜、氏は呂、名は尚であり、様々な呼び方がある。本文中では太公望に統一する。

（三）『藝文類聚』巻五十三、薦挙に、「魏陳思王曹植自試表曰（中略）、又表曰」として引用箇所を含む一部が同文として引かれる。

（四）『文選』巻四十にも阮籍「為二鄭沖一勧二晋王一牋」が収められるが、『新撰朗詠集』とは異文である。本稿では日本における受容という観点から『新撰朗詠集』に依った。現行の『文選』所収本文は以下の通り。「故伊尹有莘氏之媵臣耳、一佐二成湯一遂荷二阿衡之号一、周公藉二已成之勢一、據二既安之業一、光二宅曲阜一、奄二有亀蒙一、呂尚磻渓之漁者、一朝指麾乃封二営丘一」。

（五）「其伊尹有莘之媵臣、一佐二成湯一遂荷二阿衡之号一、呂尚渭浜之遺老、且弼二文王一終得二営丘之封一」。「呂尚」以下はエと異なるが、この部分の直接の出典は未詳。

（六）川口久雄は菅原道真「重陽日侍二宴紫宸殿一同賦二玉燭歌一応レ製」（『菅家文草』巻二［一四四］）の「終見二大臣謁一渭橋一」句を太公望の故事と解するが（日本古典文学大系頭注）、『史記』巻十、孝文本紀に見える、文帝が即位する際に、文帝の使者を宰相以下が渭橋に迎えた故事を言うものであろう。

（七）後藤昭雄「経国の文―文体が担う社会的機能」（河野貴美子ほか編『日本「文」学史第一冊 「文」の環境―「文学」以前』勉誠出版、二〇一五→後藤昭雄『平安朝漢詩文の文体と語彙』勉誠出版、二〇一七）。

（八）本間洋一は「渭釣七年」を任官「百辟勧二進今上一牋」（『文選』巻四〇）李善注所引『尚書中候』等に基づくとする。（歌論歌学集成頭注）。

（九）山田尚子「新味と継承―『和漢朗詠集』の故事の表現をめぐって」（『藝文研究』九十二、二〇〇七→『中国故事受容論考―古代中世日本における継承と展開』勉誠出版、二〇〇九）。

（一〇）関白を辞す「復辟」の辞表中の引用であることの意味については、山田尚子「周公旦の故事と摂政」（『国語国文研究』四十九、二〇一四→『重層と連関―続中国故事受容論考』勉誠出版、二〇一六）に詳しい。

（一一）木戸裕子「江吏部集試注（十）」（『人文』二十六、二〇〇二）。

（一二）木戸裕子「大江匡衡と仏教―「冬日登天台即事」詩を中心として」（『鹿児島県立短期大学紀要　人文・社会科学篇』四十三、一九九二）。

（一三）『文鳳抄』は続けて「漢ノ武帝起二望仙宮一」と説明する。これについて本間洋一は、『初学記』巻二十四「宮」部に見られる、武帝が望仙宮を建てたという記述に基づくとする。（歌論歌学集成頭注）。また『擲金抄』「宮館」部にも「漢武望山（燕昭重土）」とある。大江匡衡の詩序において、詩宴を主催した高位者を賢才の登用に熱心であるとして称賛する例はよく見られる。一例として永観二（九八四）年に藤原済時邸で開かれた詩宴において、済時を「退レ佞進レ賢、致二君於堯舜一、軽レ財重レ士、比二跡於伊周一」などとする（「秋情月露深」詩序『江吏部集』巻上）。

（一四）テの「申右中弁状」は年記を欠くが、後藤昭雄が長徳二年ごろと推定するのに従う。後藤昭雄『大江匡衡』（吉川弘文館、二〇〇六）。

（一五）『擲金抄』「師」部に太公望故事が掲出されていることについては、川村卓也氏から教示を得た。

（一六）大江匡衡が度々言及する「文道」や「延喜・天暦聖代」についても、菅原文時の強い影響が見られる。出口誠「大江匡衡「申弁官左右衛門権佐大学頭等状」考―延喜・天暦聖代と文道―」（『和漢比較文学』六十一、二〇一八）。

（でぐち　まこと　筑波大学大学院 一貫制博士課程四年）